

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、行政、事業者、大学、金融機関等の多様なステークホルダーの連携を深めるとともに、具体的な事業検討・実施の環境を整えることで、さいたま市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティ実現に向けた新たな事業の共創を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）における産業部門、業務部門、家庭部門及び運輸部門に関する温室効果ガス削減のための具体的な事業の検討及び実施に関すること。
- (2) 市民の行動変容を促す具体的な事業の検討及び実施並びに市民への普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会は、市及び第2条の目的に賛同する大学、事業者、事業者団体、市民団体、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターその他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う団体（以下「団体等」という。）からなる会員をもって組織する。

- 2 本会は本会の運営及び進行管理を行う運営委員会及び具体的な事業を検討・実施する分科会で構成される。
- 3 会員の種別は、運営委員会に所属する運営委員及び分科会にのみ所属する分科会員とする。

(運営委員会)

第5条 本会の運営に必要な以下の事項について協議するため、運営委員会を設置する。

- (1) 基本方針の策定
- (2) 分科会の設置
- (3) その他本会の運営に必要な事項

- 2 運営委員会は、市の地球温暖化対策に深く貢献した団体等から委員を選出するものとし、構成委員は別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 運営委員会は、原則として各委員の代表者が出席するものとするが、やむを得ない理由により運営委員会に出席できない場合は、委員内から代理人の出席を認めるものとする。
- 4 運営委員会の開催及び議事進行は、市が行う。

(分科会)

第6条 本会の事業を円滑に実施するため、分科会を設置することができる。

- 2 本会の運営委員は、自らが主体的に運営及び実施する場合に限り、分科会の設置を提案できる。
- 3 分科会は、単独又は複数の運営委員により運営する。
- 4 分科会の活動内容については、適宜事務局及び運営委員会に報告しなければならない。
- 5 その他分科会の設置に関して必要な事項については別に定める。

(運営)

第7条 本会への入会金及び年会費は無料とする。ただし、本会で実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができる。

(退会)

第8条 会員は、事務局に申し出ることにより任意に退会することができる。

(除外基準)

第9条 第4条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (3) その他、運営委員会が会員となることを認めない者

(事務局)

第10条 本会の事務局は、市に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営

委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

別表第1（第5条関係）

| |
|--|
| 構成委員 |
| さいたま市 |
| 国立大学法人 埼玉大学 |
| 学校法人 芝浦工業大学 |
| 認定特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉 （埼玉県地球温暖化防止活動推進センター） |
| 特定非営利活動法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会 |
| さいたま商工会議所 |
| 一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 |
| 株式会社 臼田 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 |
| 東京ガス株式会社 埼玉支社 |
| 埼玉地中熱エネルギー推進機構 |
| さいたま市環境会議 |
| さいたま市環境保全連絡協議会 |